明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（二九〇）　三
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（二九一）　三
○外務省組織令等の一部を改正する政令（二九二）　四
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（二九三）　四
○私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（二九四）　五
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九五）　五
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二九六）　六
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九七）　六
○大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九八）　二
○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（二九九）　二
○介護保険法施行令の一部を改正する政令（三〇〇）　三
○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三〇一）　四
○出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令（三〇二）　四
○規制改革推進会議令（三〇三）　四

〔府　令〕
○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五八）　一五

〔省　令〕
○法務省定員規則の一部を改正する省令（法務四二）　一五
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務一一）　一五
○財務省定員規則の一部を改正する省令（財務六四）　一六
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（厚生労働一四六）　一六
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（農林水産五四）　一六
○防衛省定員規則及び防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（防衛一五）　一六

〔規　則〕
○警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委二一）　一六

〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十七年度における予算使用の状況（平成二十七年度出納整理期間を含む。）（内閣）　一七
平成二十八年度第一・四半期予算使用の状況（同）　六六
平成二十八年度第一・四半期国庫の状況（同）　一〇六

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第二九〇号）（内閣府本府）

1　内閣府本府に、規制改革推進会議（以下「会議」という。）を置くこととした。（第三一条関係）

2　会議は、平成三一年七月三一日まで置かれることとした。（附則第一三条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二九一号）（内閣官房）

1　外国人旅客が増加している港及び飛行場における入国手続に要する待ち時間の短縮等を図るとともに、輸入される貨物が多い飛行場及び輸入される郵便物が多い郵便局における税関の検査を強化するため、法務省、財務省、厚生労働省及び農林水産省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇外務省組織令等の一部を改正する政令（政令第二九二号）（外務省）

1　外務省組織令の一部を改正し、総合外交政策局に参事官四人を新たに置き、その職務を定めることとした。（第一条関係）

2　内閣官房組織令の一部を改正し、内閣官房に置かれる内閣参事官の定数を九〇人とすることとした。（第二条関係）

3　行政機関職員定員令の一部を改正し、内閣の機関、内閣府、外務省及び防衛省の職員の定員を改正することとした。（第三条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。